

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 3 年度）

令和 3 年 11 月

石 狩 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業	10 年間（予定）	運営権者は、石狩市厚田マイクログリッドシステムに係る維持管理、電気料金徴収等に関する業務を実施する。	石狩市厚田区厚田 106-4 ほか	令和 3 年 12 月（予定）